

申請ありがとうございます！ **ほっとクーポンで利用できるサービス一覧**

	サービス内容	サービス提供機関・	クーポンの利用対象者
保育・育児支援	一時預かり事業 (現物払い)	市内の認可保育施設等	おおむね生後4か月以上～ 就学前のお子さん
	延長保育 (現物払い)	市内の認可保育施設	おおむね生後4か月以上～ 就学前のお子さん
	病児・病後児保育事業 (現物払い・償還払い)	病児・病後児保育実施施設	小学6年生までのお子さん
	乳幼児・児童一時預かり (現物払い)	あした天気になあれ	小学6年生までのお子さん
	ファミリー・サポート・ センター事業 (償還払い)	ファミリー・サポート・ センター援助会員	おおむね生後4か月以上～ 小学6年生までのお子さん
保健	任意予防接種 (インフルエンザ・ おたふくかぜ・ロタウイルス) (償還払い)	県内の医療機関	小学6年生までのお子さん
	フッ素塗布 (保険外診療) (償還払い)	県内の歯科医療機関	小学6年生までのお子さん
	母乳マッサージ・ベビーマッサージ (償還払い)	県内の助産所 (院) ・医療機関	お子さんとその保護者
その他	読み聞かせ絵本の購入 (償還払い)	県内の書店	お子さんの保護者
	障害児通所支援 (現物払い・償還払い)	障害児通所支援実施施設	小学6年生までのお子さん

※一度お受け取りになられたクーポンは
兄弟姉妹もご利用いただけます！



詳しくは裏面をご覧ください



一時預かり事業（現物払い）

冠婚葬祭、保護者の急病、療養等、緊急な状況が発生した場合や、保護者の方の就労、リフレッシュ等の理由で保育できない場合に、保育所の空きスペースを利用して一時的に保育します。

クーポン現物が利用できる施設	住所	電話	料金の目安
はさま保育園	挾間町挾間114	097-583-0109	4時間以内 1回 900円 4時間超8時間以内 1回 1,800円 ※子どもルームはさ まは5時間以降は1時 間毎に200円
宮田保育園	挾間町北方602-1	097-583-1544	
由布川保育園	挾間町古野104-1	097-583-3453	
西庄内保育所	庄内町庄内原366-4	097-582-0137	
あなみ保育園	庄内町東長宝596-1	097-582-1221	
ひばりこども園	庄内町柿原410-1	097-582-1471	
すみれ保育園	湯布院町川上2542	0977-85-2134	
聖愛保育園	湯布院町川上2990-14	0977-84-2317	
子どもルームはさま	挾間町挾間104-1	097-583-8220	

延長保育（現物払い）

保護者の勤務時間及び通勤時間等やむを得ない事情があるとき、通常の保育時間を超えて保育するサービスです。利用するためには、利用日までに延長保育利用申請書を保育施設に提出の上、利用許可をもらってください。

クーポン現物が利用できる施設	住所	電話	料金の目安
はさま保育園	挾間町挾間114	097-583-0109	月額 2,000円
宮田保育園	挾間町北方602-1	097-583-1544	
由布川保育園	挾間町古野104-1	097-583-3453	
西庄内保育所	庄内町庄内原366-4	097-582-0137	
あなみ保育園	庄内町東長宝596-1	097-582-1221	
ひばりこども園	庄内町柿原410-1	097-582-1471	
すみれ保育園	湯布院町川上2542	0977-85-2134	
聖愛保育園	湯布院町川上2990-14	0977-84-2317	

病児・病後児保育事業（現物払い・償還払い）

病気の回復期および病気の回復期に至らないことから集団保育等が困難な児童を、保護者の就労等やむを得ない事由により、家庭での保育が困難なときに一時的に保育します。

クーポン現物が利用できる施設	住所	電話	料金の目安
西の台こどもデイケアルームゆふ	大分市椎迫3組	090-3734-4228	1日1人あたり2,000円

上記以外の施設で利用する場合は、一旦現金でお支払いいただき、市役所庁舎窓口へ領収書、クーポン、請求書、印鑑を持参し、請求のお手続きをしてください。

※ 特定の人しか利用できない施設（社員限定の施設など）ではクーポンはご利用いただけません。

乳幼児・児童一時預かり（現物払い）

冠婚葬祭、保護者の急病、急用等により、ご家庭での保育が困難なときに、一時的にお子さんをお預かりします。

クーポン現物が利用できる事業所	住所・電話	利用時間	料金の目安
富山型デイサービス あした天気になあれ	(住所) 湯布院町川上3571 (電話) 0977-84-2208	月～日曜日 8:00～18:00 ※お盆(8/13～15)、年末 年始(12/31～1/3)はお休 み	1日(8時間まで)・・・3,000円 半日(4時間まで)・・・2,000円 1時間・・・・・・・・・・600円 食事代・・・・・・・・・・400円

ファミリー・サポート・センター事業（償還払い）

仕事と育児の両立支援と、家庭での支援を目的に「子育ての手助けをしてほしい方」（依頼会員）と「子育てのお手伝いをしたい方」（援助会員）が会員となり、お互いに助け合いながら活動することを目的としています。

援助できる内容	①冠婚葬祭や講習会など、乳幼児を連れて出かけにくい場合の子どもの預かり ②買い物や美容院などへ行く場合の子どもの預かり ③施設までの送迎 ④保育施設の保育開始時間までの子どもの預かり ⑤保育施設の保育終了後、子どもの預かり ⑥児童クラブ終了後、または学校の終了後の子どもの預かり
料金の目安	平日（7:00～20:00）：600円（1時間あたり） 平日時間外・土・日・祝・年末年始：700円（1時間あたり）
ご利用に関する お問い合わせ	097-583-8220（はさま未来クラブ） ※不在の場合は、由布市役所子育て支援課までお問い合わせください。

利用する場合は、一旦現金でお支払いいただき、市役所庁舎窓口へファミリーサポートセンター援助活動報告書の写し、クーポン、印鑑を持参し、請求のお手続きをしてください。

任意予防接種（インフルエンザ・おたふくかぜ・ロタウイルス）（償還払い）

県内の医療機関で接種を受けてください。利用する場合は、一旦現金でお支払いいただき、市役所庁舎窓口へ領収書、クーポン、請求書、印鑑を持参し、請求のお手続きをしてください。

※ 受けた予防接種の種類がわかる領収書を発行していただきますよう、お願いします。

※おたふくかぜとロタウイルスの予防接種は、平成30年4月1日以降に受けたものが対象です。

※おたふくかぜとロタウイルスの予防接種は1回の接種につき5,000円を上限としてクーポンが利用できます。

※ 職場で別途インフルエンザ予防接種の助成を受けられる方は、職場の助成金額をお調べの上、庁舎窓口にお越しください。

① 差額（支払金額－職場の助成金額）をクーポンで対応しますので、領収書原本とクーポンを持参ください。

② 窓口で確認後、特別に領収書を返却しますので、各々職場へ助成の手続きをしてください。

注：償還後、過払い等が発覚した場合は、返還を求める場合があります。

フッ素塗布（保険外診療）（償還払い）

県内の歯科医療機関で施術をお願いします。一旦現金でお支払いいただき、市役所庁舎窓口へ領収書、クーポン、請求書、印鑑を持参し、請求のお手続きをしてください。

※ フッ素塗布を受けたことがわかる領収書を発行していただきますよう、お願いします。

母乳マッサージ・ベビーマッサージ（償還払い）

県内の助産所（院）や医療機関が行う、乳房ケアや卒乳の手当て、ベビーマッサージなどに使用できます。母乳マッサージ・ベビーマッサージのご利用を希望される方は、助産所（院）等に直接申し込みをしてください。

料金の目安	○母乳マッサージ		○ベビーマッサージ	
	初診料	1,000円	1回	2,000円
	技術料	3,000円		

※往診料が別途1,000円必要になる場合があります。

利用する場合は、一旦現金でお支払いいただき、市役所庁舎窓口へ母乳マッサージ・ベビーマッサージを利用したことがわかる領収書、クーポン、印鑑を持参し、請求のお手続きをしてください。

読み聞かせ絵本の購入（償還払い）

親子のコミュニケーションを大切にしてもらいたいため、由布市独自サービスとしました。

クーポンの対象となる読み聞かせ絵本の基準 (右欄のすべてに該当するものとします)	・イラストのあるもの ・背表紙に本のタイトルが書かれてあるもの ・漫画、雑誌、図鑑でないもの ・写真の差し込みがないもの ・音が出ないもの ・電池が入っていないもの ・付録（おもちゃ、CDなど）のついていないもの ・迷路探し物、なぞなぞなどのゲーム性のないもの ・自社以外の広告がないもの
---	--

県内の書店で購入をお願いします。一旦現金でお支払いいただき、市役所庁舎窓口へ領収書（レシート）、クーポン、請求書、印鑑、購入した絵本を持参し、請求のお手続きをしてください。

※上記に該当しない物を購入された場合は、請求を受け付けない場合があります。

※電子マネー・クレジットカード・ポイントカード・図書カードなどでの支払は対象となりません。

障害児通所支援（現物払い・償還払い）

障がいのあるお子さんに日常生活や集団生活のために必要な訓練などを行い、発達や自立を支援するサービスです。児童発達支援、放課後等デイサービスといった通所サービスなどがあります。

クーポン現物が利用できる事業所	住所	電話	料金の目安
富山型デイサービス あした天気になあれ	湯布院町川上3571	0977-84-2208	法定利用料（1割負担）に準じます。 負担額には上限があります。

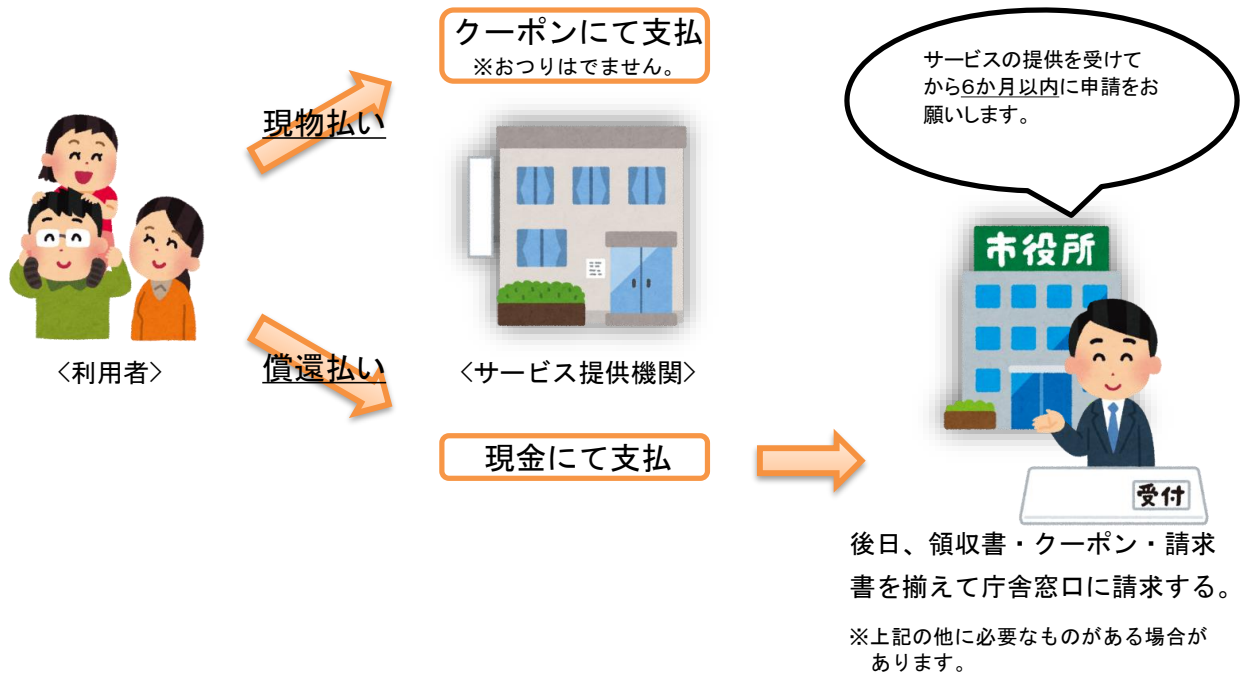
上記以外の施設で利用する場合は、一旦現金でお支払いいただき、市役所庁舎窓口へ障害児通所支援を利用したことがわかる領収書、クーポン、印鑑を持参し、請求のお手続きをしてください。

《クーポン利用までの流れ》



⑨ クーポンを受け取られる前に利用されたサービスは助成の対象となりません！

《クーポンの利用方法（現物払いと償還払いの違い）》



《クーポンの利用上の注意》

- 1枚500円の利用券としてご利用いただけます（複数枚での利用ができます）。
 - 1回に支払う利用料金が500円未満の場合は使用できません。
また、利用料金に500円未満の端数が生ずる場合は、その端数分は現金でお支払いください。
（500円未満の端数についてクーポンを利用し、おつりを受け取ることはできません。）
 - 利用料金を現金（紙幣・硬貨）で支払い、市へ請求する場合、サービスを利用してから6か月以内に請求のお手続きをしてください。
- ※電子マネー・クレジットカード・ポイントカード・図書カードなどでの支払は対象となりません。

市への請求例1：領収書1枚、領収金額が1,800円の時
クーポン3枚分（1,500円）請求ができます。

市への請求例2：領収書2枚、領収金額が1,400円と1,800円の時
クーポン6枚分（3,000円）請求ができます。

市への請求例3：領収書2枚、領収金額が400円と1,400円の時
クーポン2枚分（1,000円）しか請求できません。

- クーポンは切り離し無効です。ご利用の際は綴のままご持参ください。
- クーポンを不正に利用した場合には法律により罰せられることがあります。
- 紛失等による再発行はできません。
- 他の市町村に引っ越しされた場合、由布市で交付されたクーポンは利用できません。
県内の市町村であれば、有効期限内に限り、転入先の市町村担当窓口でクーポンを持参し、新しいクーポンと取り替えてもらってください。

今後のクーポンに関するお知らせ・変更点につきましては、
市報または由布市公式ホームページにて掲載していく予定です。



☆ 問い合わせ先 ☆

Tel 097-582-1262

由布市役所 子育て支援課 ほっとクーポン担当まで